

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(期末手当の支給を受ける職員) 第 2 条 (略) (1)～(4) (略) (5) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）第 3 条の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業職員」という。）のうち、同規程第 14 条の職員以外の職員 (6)～(7) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(特定幹部職員) 第 5 条 給与規程第 26 条第 2 項及び再雇用職員等就業規則第 9 条第 4 項に規定する理事長が別に定める職員は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程（以下「管理職手当規程」という。）別表第 1 職の欄 1 から 11 までに掲げる職にある職員とする。</p> <p>(略)</p> <p>第 8 条 (略) (1) 管理職手当規程別表第 1 職の欄 1 から 11 までに掲げる職にある職員 (2)～(3) (略) 2 (略) (1) 管理職手当規程別表第 1 職の欄 1 に掲げる職にある職員 100 分の 20 (2) 管理職手当規程別表第 1 職の欄 2 から 6 までに掲げる職にある職員 100 分の 10 (3)～(4) (略)</p> <p>(期末手当に係る在職期間) 第 9 条 (略) 2 (略) (1)～(3) (略) (4) 育児休業規程第 19 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員又は同規程第 33 条第 1 項の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の 2 分の 1 の期間</p>	<p>(期末手当の支給を受ける職員) 第 2 条 (略) (1)～(4) (略) (5) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）第 3 条の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業職員」という。）のうち、同規程第 13 条の職員以外の職員 (6)～(7) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(特定幹部職員) 第 5 条 給与規程第 26 条第 2 項及び再雇用職員等就業規則第 9 条第 4 項に規定する理事長が別に定める職員は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程（以下「管理職手当規程」という。）別表第 1 職の欄 1 から 9 までに掲げる職にある職員とする。</p> <p>(略)</p> <p>第 8 条 (略) (1) 管理職手当規程別表第 1 職の欄 1 から 9 までに掲げる職にある職員 (2)～(3) (略) 2 (略) (1) 管理職手当規程別表第 1 職の欄 1 及び 3 に掲げる職にある職員 100 分の 20 (2) 管理職手当規程別表第 1 職の欄 4 から 6 までに掲げる職にある職員 100 分の 10 (3)～(4) (略)</p> <p>(期末手当に係る在職期間) 第 9 条 (略) 2 (略) (1)～(3) (略) (4) 育児休業規程第 18 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員又は同規程第 32 条第 1 項の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間にその者の 1 週間当たりの勤務時間を就業規則第 44 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の 2 分の 1 の期間</p>	<p>・引用条文誤りのため改正</p> <p>・関係条文改正のための改正</p> <p>・関係条文改正のための改正</p> <p>・引用条文誤りのため改正</p>

新	旧	改正理由等																														
<p>(5) (略)</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員) 第15条 (略) (1)～(2) (略) (3) 育児休業職員のうち、育児休業規程第15条の職員以外の職員</p> <p>(略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間) 第19条 (略) 2 (略) (1)～(4) (略) (5) 育児休業規程第34条の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日（再雇用短時間勤務職員にあっては、当該日数をその者の1週間当たりの勤務日数で除して得た数に5を乗じて得た日数）が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間（再雇用短時間勤務職員にあっては、当該期間をその者の1週間当たりの勤務日数で除して得た数に5を乗じて得た期間）</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(略)</p> <p>附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(勤勉手当の支給を受ける職員) 第15条 (略) (1)～(2) (略) (3) 育児休業職員のうち、育児休業規程第14条の職員以外の職員</p> <p>(略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間) 第19条 (略) 2 (略) (1)～(4) (略) (5) 育児休業規程第33条の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日（再雇用短時間勤務職員にあっては、当該日数をその者の1週間当たりの勤務日数で除して得た数に5を乗じて得た日数）が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間（再雇用短時間勤務職員にあっては、当該期間をその者の1週間当たりの勤務日数で除して得た数に5を乗じて得た期間）</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>・引用条文誤りのため改正</p> <p>・引用条文誤りのため改正</p>																														
<p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="136 1402 1308 1948"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職員</th> <th>加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(1)</td> <td>職務の級5級及び4級の職員（管理職手当受給者のうち2種の区分以上の区分の適用を受ける者に限る。）</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(3)</td> <td>職務の級7級の職員（管理職手当受給者のうち2種の区分以上の区分の適用を受ける者に限る。）</td> <td>100分の20</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職員	加算割合	(略)	(略)	(略)	医療職給料表(1)	職務の級5級及び4級の職員（管理職手当受給者のうち2種の区分以上の区分の適用を受ける者に限る。）	100分の20	(略)	(略)	(略)	医療職給料表(3)	職務の級7級の職員（管理職手当受給者のうち2種の区分以上の区分の適用を受ける者に限る。）	100分の20	<p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1338 1402 2510 1948"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職員</th> <th>加算割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(1)</td> <td>職務の級4級の職員（管理職手当受給者のうち2種の区分以上の区分の適用を受ける者に限る。）</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表(3)</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職員	加算割合	(略)	(略)	(略)	医療職給料表(1)	職務の級4級の職員（管理職手当受給者のうち2種の区分以上の区分の適用を受ける者に限る。）	100分の20	(略)	(略)	(略)	医療職給料表(3)	(新設)	(新設)	<p>・記載漏れのため改正</p> <p>・7級2種の管理職手当の新設に合わせて改正</p>
給料表	職員	加算割合																														
(略)	(略)	(略)																														
医療職給料表(1)	職務の級5級及び4級の職員（管理職手当受給者のうち2種の区分以上の区分の適用を受ける者に限る。）	100分の20																														
(略)	(略)	(略)																														
医療職給料表(3)	職務の級7級の職員（管理職手当受給者のうち2種の区分以上の区分の適用を受ける者に限る。）	100分の20																														
給料表	職員	加算割合																														
(略)	(略)	(略)																														
医療職給料表(1)	職務の級4級の職員（管理職手当受給者のうち2種の区分以上の区分の適用を受ける者に限る。）	100分の20																														
(略)	(略)	(略)																														
医療職給料表(3)	(新設)	(新設)																														

新			旧			改正理由等
	職務の級7級（管理職手当受給者のうち2種の区分以上の区分の適用を受ける者を除く。）及び6級の職員（管理職手当受給者に限る。）	100分の15		職務の級7級の職員 職務の級6級の職員（管理職手当受給者に限る。）	100分の15	<ul style="list-style-type: none"> ・7級2種の管理職手当の新設に合わせて改正 ・現行の職階に合わせて改正 ・現行の職階に合わせて5級の職員を削除 ・引用条文誤りのため改正
	職務の級6級（管理職手当受給者を除く。）及び5級の職員	100分の10		職務の級6級の職員（管理職手当受給者を除く。）	100分の10	
	職務の級4級の職員（理事長が定める職員に限る。）	100分の5（理事長が別に定める職員にあつては100分の10）		職務の級5級の職員及び4級の職員（理事長が定める職員に限る。）	100分の5（理事長が別に定める職員にあつては100分の10）	
特定任期付職員給料表	5号給以上の号給及び任期付職員就業規則第10条第3項（育児休業規程第29条（同規程第33条第1項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額を受ける職員	100分の20	特定任期付職員給料表	5号給以上の号給及び任期付職員就業規則第9条第3項（育児休業規程第28条（同規程第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額を受ける職員	100分の20	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)			(略)			